

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の概要について

障がいに対する市民の理解が十分に深まっていない状況にあったことから、障がい及び障がいのある人に対する理解をより一層促進するとともに、障害者差別解消法の施行等を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのあるすべての人の人権と尊厳が保障され、障がいのある人もない人も共生する社会の実現を目指して、平成29年4月に条例を制定。(本条例の特徴は、以下の1～4のとおり)

1 市の責務、市民及び事業所の責務について規定していること

市は、基本理念にのっとり必要な施策を実施し、市民及び事業者は、市の施策に協力することを規定している。

第1章 総則

第4条 市の責務

- ・市は、前条に規定する基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消し、及び障がいのある人の権利を尊重するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第5条 市民及び事業者の責務

- ・市民及び事業者は、前条に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

2 差別等の禁止及び合理的配慮が必要な場面について具体的に規定していること

差別等の禁止のほか、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、日常生活や社会生活の上で合理的配慮が必要な場面について、市民に分かりやすく伝えられるよう具体的に規定している。

第2章 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

第6条 差別等の禁止

- ・全ての市民は、障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別をすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・全ての市民は、障がいを理由とする差別は直接的に行われるだけでなく、間接的に行われることがあることを理解しなければならない。

第7条 社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮

- ・市及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。
 - 一 医療、教育又は療育その他の福祉サービスを提供するとき。
 - 二 不特定かつ多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供するとき。
 - 三 情報を提供及び受領するとき。
 - 四 災害時及び緊急時に援護を行うとき。
 - 五 商品の販売、不動産の取引又はサービス（第一号に規定するサービスを除く。）の提供をするとき。
 - 六 雇用するとき。
 - 七 その他市が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。

3 差別等の事案解決の仕組みについて明確に規定していること

相談から勧告まで、障がいを理由とする差別等の事案解決の仕組みが、市民にわかりやすいよう規定している。また、あっせんの申立てを調査審議する等の役割を持つ青森市障がい者差別解消調整委員会の設置について規定している。

第2章 第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制

第8条 相談

第9条 助言又はあっせんの申立て

第10条 助言又はあっせん

第11条 勧告

第3節 青森市障がい者差別解消調整委員会

第12条 設置等

4 市民の理解促進及び情報の取得、意思疎通に関する取組について規定していること

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解促進及び情報の取得や意思疎通支援についての市の取組を規定している。

第3章 第1節 市民の理解促進

第18条 広報その他の啓発活動の推進

- ・市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

第19条 障がいのある人とない人との交流の推進

- ・市は、障がいのある人とない人との相互理解を深めるため、障がいのある人とない人が交流することのできるよう必要な取組を行うものとする。

第3章 第2節 情報の取得及び意思疎通

第23条 意思疎通手段の普及等

- ・市は、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図るものとする。
- ・市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を図るものとする。

第24条 意思疎通支援者の養成等

- ・市は、点字、手話その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者の養成並びに技術の向上のために必要な取組を行うものとする。